

鳥取県米ビジョン

～県産米の販売対策強化と生産安定に向けて～

令和元年7月

鳥取県農業再生協議会

構成組織

【鳥取県農業再生協議会】

鳥取県農業協同組合中央会
鳥取県信用農業協同組合連合会
全国農業協同組合連合会鳥取県本部
全国共済農業協同組合連合会鳥取県本部
鳥取いなば農業協同組合
鳥取中央農業協同組合
鳥取西部農業協同組合
鳥取県畜産農業協同組合
大山乳業農業協同組合
鳥取県農業共済組合
鳥取県農業会議
公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構
鳥取県土地改良事業団体連合会
鳥取県稲作経営者会議
鳥取県農業法人協会
JAとっとり女性協議会
鳥取県市長会
鳥取県町村会
鳥取県

鳥取県米ビジョン

～県産米の販売対策強化と生産安定に向けて～

1 趣 旨

主食用米は、県内水田面積の約6割に当たる12,700ha(H30)で作付されており、農業産出額の18%（農林水産省「平成28年生産農業所得統計」）を占める本県農業の基幹的な作物であり、県の策定した「鳥取県農業生産1千億円達成プラン」においても、稻作を中心とした水田農業の収益性の向上が掲げられている。

しかし、需要の減少や温暖化の進展による品質低下、平成26年産米価格の大幅下落、平成27年産以降の全国的な超過作付の解消や業務用米の不足など、近年、米を巡る環境が目まぐるしく、大きく変化しており、生産者や関係機関の不安材料となっている。

また、生産者の高齢化、兼業化が進むなか、米価下落もありまって、栽培意欲の低下から農地の維持すら困難となってきている地域も見られる一方で、集落営農や担い手への農地集積に加えて、先端技術を活用したスマート農業の導入実証、園芸品目の導入・拡大により収益性の向上を図り、農業の継続的な発展を目指す地域もできている。

本県産米は、他県産地に比べロットが小さい、際立った特徴がない等の理由から、全国的には消費者や販売業者等からの認知度が低く、豊かな自然環境で栽培され他産地にひけをとらないおいしい米の産地であるにも関わらず、長らく評価が得られていない状況にあった。

そのような中、日本穀物検定協会が毎年実施する米の食味ランキングにおいて、「きぬむすめ」が、平成25年から平成30年までに5度の特A評価を受け、目標を上回る生産拡大を果たしている。また、食味向上に向けた各地域の取組の結果、全国的なコンクールでの入賞が相次ぎ、さらに、令和元年からは高品質・良食味が期待される県育成の新品種「星空舞」が本格デビューするなど、県産米の評価向上や販売に向けて、好材料となっている。

米政策においては、40年以上続いた国主導の需給調整、生産数量目標の配分が平成29年産米限りで廃止され、これまで以上に需要に応じた県産米の生産を進めていくことが重要となる。

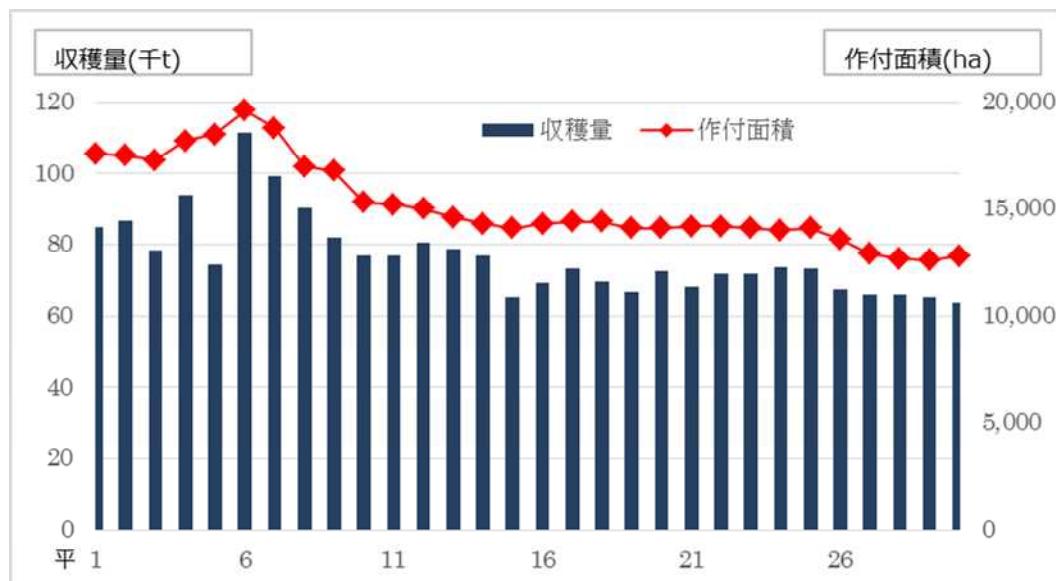
鳥取県米ビジョンは、本県産の主食用米について、生産者所得の向上に向けたブランド化、品種構成や今後の販売方針を柱に、それを実現するための生産対策等について、5年後の令和5年度を目標とした取組について整理したものである。

2 現状と課題

(1) 生産の状況

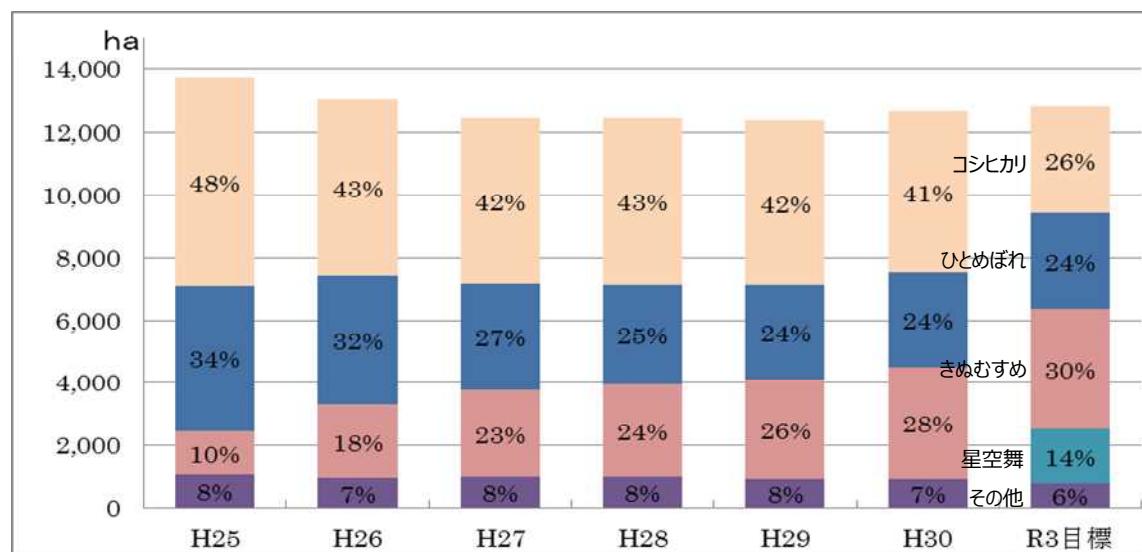
①稲作の状況

昭和46年に生産調整が始まって以降、作付面積は概ね減少を続け、現在、鳥取県では、水田面積22,700haの約6割に当たる約12,680ha(H30)で主食用米が栽培され、全国の収穫量の約0.9%に相当する約6万5千トンの米が生産されている。



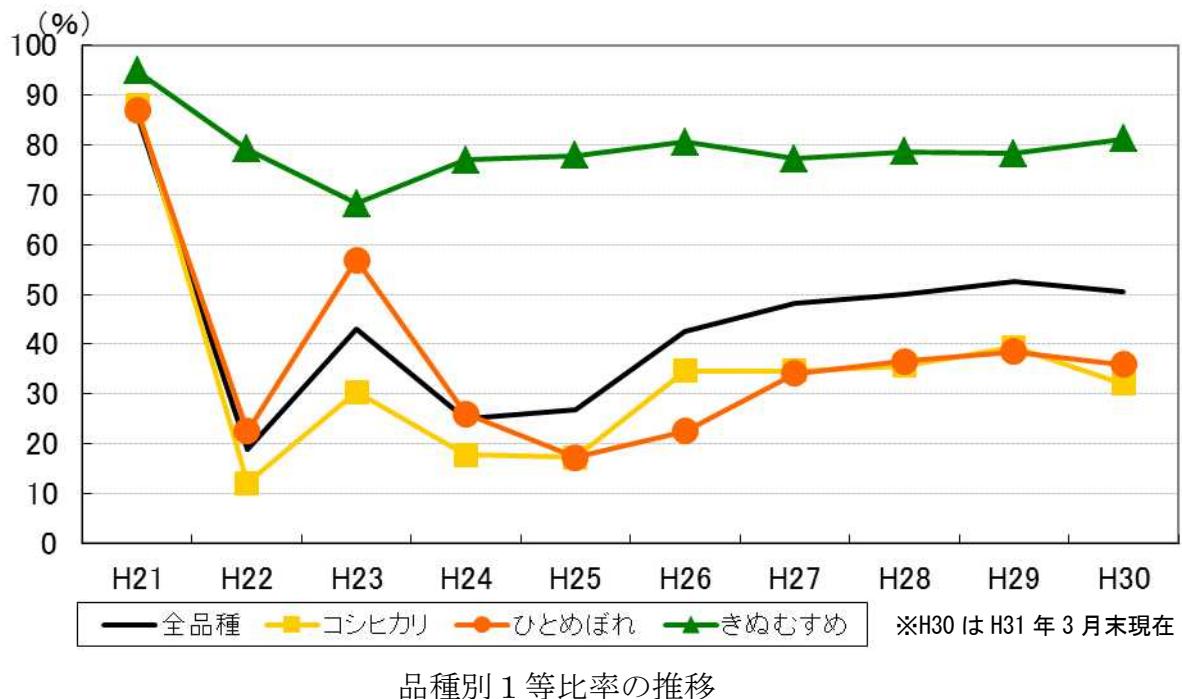
水稻作付面積(子実用)及び収穫量の推移

品種別に見ると、平成21年産米までは早生品種のコシヒカリ、ひとめぼれが作付面積の9割以上を占めていたが、中生品種のきぬむすめの作付拡大が進み、早生品種への偏重が解消されてきている。



品種別作付割合の推移

また、平坦地を中心に早生品種からきぬむすめへの作付転換が進み、コシヒカリやひとめぼれにおいても一等米比率が向上してきている。しかし、全国平均の一等米比率（80%前後）と比べると依然低い状況にある。



【10a当たり収量と作況指数の推移】

年 産	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
収量(kg/10a)	481	507	509	527	519	498	512	522	520	498
作況指数	94	99	99	103	101	97	99	102	101	97

【課題】

- コシヒカリ、ひとめぼれの早生2品種は、平坦地を中心に夏期の高温による白濁粒の増加、収穫時期の集中に起因する刈り遅れによる品質低下のリスクが高い。
- 中生品種のきぬむすめは、収量、品質ともに安定し、作付面積が拡大している。新規の取組が増えているため、収量・品質の維持のためには、今後も水系を考慮した適正な水管理や適正な肥培管理が必要。
- 主食用米の一等米比率が、全国平均より下回っている状況にあり、品質向上に向けて、高温登熟下でも品質の良い品種導入も必要。

②生産体制の変化

県内の総農家、販売農家数も減少を続けており、水稻販売農家が平成17年から平成27年の10年間で約8割に減少しているが、一方で大規模農家への集約が進み、作付面積シェアも大きく拡大している。

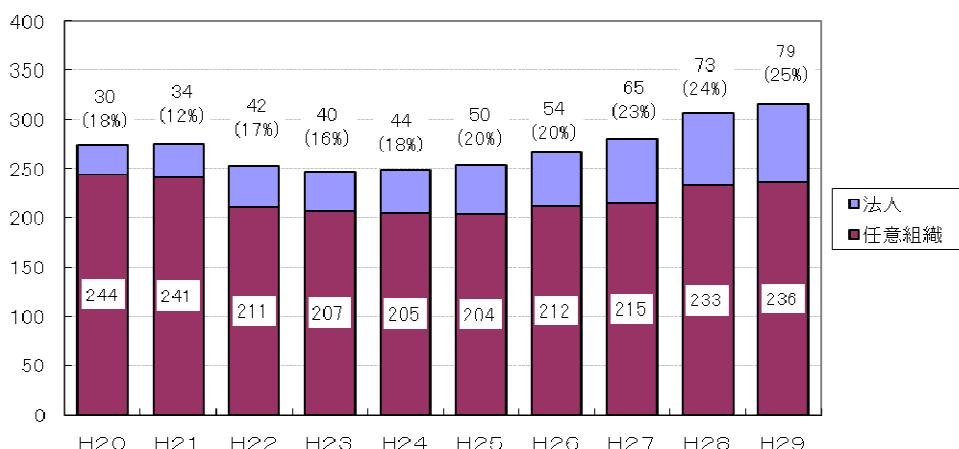
年度	販売目的で作付けた水稻面積規模別農家数				単位:戸、ha				
	合計	30a未満※	30a※~1ha未満	1~5ha未満	5ha以上	戸数	面積	戸数	面積
H12	24,468 (100%)	12,044 (100%)	6,970 (28.5%)	1,382 (11.5%)	15,924 (65.1%)	8,155 (67.7%)	1,533 (6.3%)	2,176 (18.1%)	41 (0.2%)
H17	20,059 (100%)	10,801 (100%)	4,958 (24.7%)	1,005 (9.3%)	13,519 (67.4%)	6,987 (64.7%)	1,514 (7.5%)	2,260 (20.9%)	68 (0.3%)
H22	17,487 (100%)	11,415 (100%)	4,200 (24.0%)	852 (7.5%)	11,504 (65.8%)	6,039 (52.9%)	1,628 (9.3%)	2,694 (23.6%)	155 (0.9%)
H27	15,601 (100%)	11,046 (100%)	9,053 (58.0%)	2,590 (23.4%)	4,825 (30.9%)	3,209 (29.1%)	1,521 (9.7%)	2,613 (23.7%)	202 (1.3%)

資料:農林業センサス

※H27の最小規模は50a未満

年度	5ha以上層の内訳						単位:戸、ha
	5~10ha未満		10~15ha未満		15ha以上		
戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	
H12	32 (0.1%)	213 (1.8%)	7 (0.0%)	83 (0.7%)	2 (0.0%)	35 (0.3%)	
H17	55 (0.3%)	368 (3.4%)	10 (0.0%)	114 (1.1%)	3 (0.0%)	67 (0.6%)	
H22	92 (0.5%)	649 (5.7%)	33 (0.2%)	399 (3.5%)	30 (0.2%)	782 (6.9%)	
H27	114 (1%)	824 (7%)	48 (0.3%)	598 (5.4%)	40 (0.3%)	1,212 (11.0%)	

また、中山間地域の多い本県では、大規模農家だけでなく、集落ぐるみで営農に取り組む集落営農組織が地域の担い手として大きな役割を果たしている。県内の平成20年度以降の集落営農組織数の推移は下表のとおりで、集落営農組織数に占める法人の割合は年々大きくなっている。



出典：集落営農実態調査（農林水産省）

【課題】

- 各地域での人・農地プランの実質化とあわせて、農地中間管理事業による認定農業者、大規模稻作農家等の担い手への農地の集約化を一層推進することが必要。
- 法人のみならず、機械の共同利用、作業受託組織等、地域にあった多様な集落営農の組織化支援とあわせ、既存組織の検証が必要。

(2) 流通・販売の状況

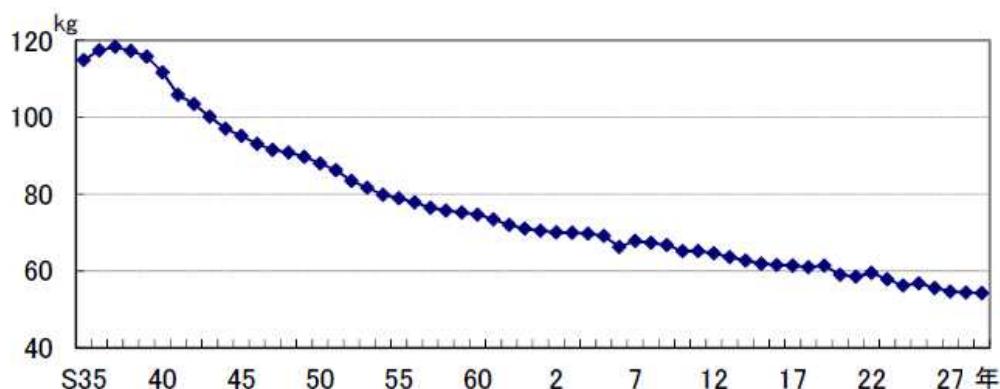
①消費の減退、全国的な作付超過による米価の上昇

米の消費量は、昭和37年を境に減少しており、平成29年の1人当たり年間消費量は54.2kgとピーク時に比べ半減、直近10年間でも約8%減少している。

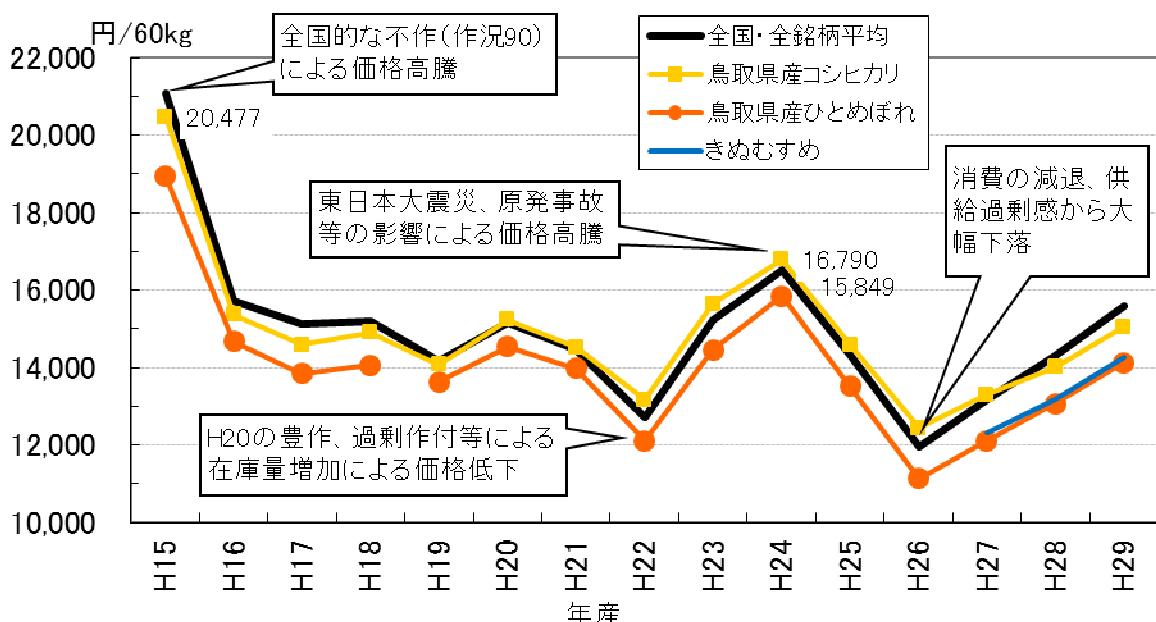
米の1人当たり年間消費量の推移

年度	S 37	S 50	S 60	H 7	H 17	H 27	H 29
消費量(kg)	118.3	88.0	74.6	67.8	61.4	54.6	54.2

資料：農林水産省「食料需給表」



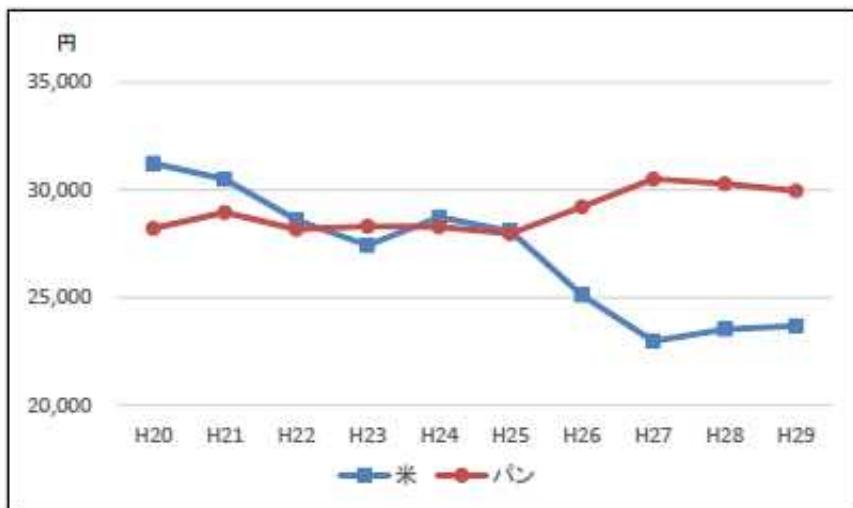
長期的に低下傾向にあった米価は、東日本大震災等の影響から23年、24年産で上昇したが、消費減退、供給過剰等により26年産で大幅に下落した。27年産以降、全国的な飼料用米の取組拡大などにより、作付過剰が解消され、米価は上昇傾向。しかし、30年産から国による生産数量目標の配分が廃止され、販売に基づく需要に応じた生産を行うことがより重要となっている。



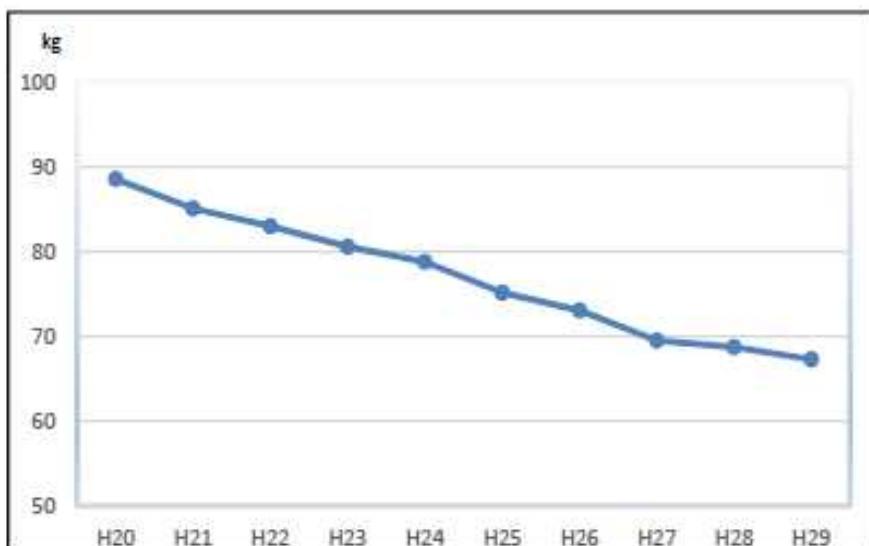
米の入札取引価格(～H17)米の入札取引価格(～H17)、相対取引価格(H18～)の推移(農水省公表)

②消費動向の変化と消費者ニーズ

米の購入数量は年々減少し、直近10年間で約24%減少しているのに対し、パンの支出金額は増加傾向にある。26年には支出金額が逆転し、米離れの傾向が鮮明になっている。(出典：総務省「家計調査」)



米及びパンの年間支出金額の推移（二人以上の世帯）



米の年間購入数量の推移（二人以上の世帯）

精米の購入先は、「スーパーマーケット」が49.4%と最も多く、半数を占めている。次に「家族や知人等から無償で入手」が16.2%で続くが、減少傾向にある。購入先の順位は低いものの「ドラッグストア」、「デパート」、「その他」などが増加傾向で、購入経路の多様化が進んでいる。(出典：米穀機構「H29米の消費動向調査」)

精米購入・入手経路(購入人数割合(複数回答))
(単位:%)

順位 H25	購入先、経路	H29	H25
1 1	スーパーマーケット	49.4	47.4
2 2	家族・知人等から無償で入手	16.2	20.8
3 3	インターネットショップ	10.0	10.0
4 5	生産者から直接購入	7.1	6.8
5 4	生協(店舗、共同購入含む)	6.9	7.1
6 6	ドラッグストア	4.3	3.8
7 8	ディスカウントストア	3.1	2.8
8 6	米穀専門店	2.8	3.8
9 10	その他	2.5	1.6
10 9	産地直売所	2.0	1.8
11 10	農協(店舗、共同購入含む)	1.6	1.6
12 12	デパート	1.4	0.7
13 13	コンビニエンスストア	0.3	0.3

精米購入・入手先別の購入数量
(単位:kg／月)

順位	購入先、経路	H29
1	スーパーマーケット	5,006 (40.1)
2	家族・知人等から無償で入手	2,137 (17.1)
3	生産者から直接購入	1,649 (13.2)
4	インターネットショップ	1,284 (10.3)
5	生協(店舗、共同購入含む)	640 (5.1)
6	ドラッグストア	455 (3.6)
7	米穀専門店	383 (3.1)
8	ディスカウントストア	327 (2.6)
9	産地直売所	238 (1.9)
10	農協(店舗、共同購入含む)	233 (1.9)
11	デパート	126 (1.0)
12	コンビニエンスストア	19 (0.2)

また、購入にあたり重視する点については、①価格、②品種、③産地、④食味、⑤年産の順になっており、H25に続き、価格が最も重視されている。

精米購入時・重視点（複数回答）

(単位:%)

順位 H25	重視点	H29	H25
1 1	価格	74.4	76.6
2 3	品種	59.9	54.2
3 2	産地	58.3	56.7
4 4	食味(おいしさ)	47.9	47.3
5 5	年産	41.6	38.7
6 6	安全性	27.9	31.6
7 7	精米年月日	27.4	24.0
8 8	無洗米	13.4	11.9
9 9	適量感	9.4	8.6
10 10	製造販売業者	8.9	8.1
11 12	販売店	5.5	4.1
12 11	栽培方法	4.8	4.6
13 13	その他	2.1	2.1

③鳥取県産米の集荷、販売状況

生産者の直接販売の活発化、全農とつとりの委託販売だけでなく、各JAの直売も進むなど米の販売ルートが多様化している。

生産者直売の状況は把握できないものの、県内で収穫された米の44%がJA系統で集荷され、そのうち39%が全農委託販売、61%がJA直売となっている(平成29年産)。

JA系統での集荷状況

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
集荷量(t)	38,359	34,043	34,505	34,828	35,667	33,609	30,660	27,089	28,780	28,798
全農委託	21,996 (57)	20,078 (59)	18,536 (54)	15,990 (46)	15,242 (43)	17,861 (53)	15,668 (51)	12,948 (48)	12,373 (43)	11,275 (39)
JA直売	16,363 (43)	13,965 (41)	15,969 (46)	18,838 (54)	20,425 (57)	15,748 (47)	14,992 (49)	14,141 (52)	16,407 (57)	17,523 (61)
収穫量(t)	72,100	67,300	71,500	70,800	73,300	73,200	67,700	66,000	66,300	65,500
集荷率(%)	53	51	48	49	49	46	45	41	43	44
検査数量(t)	42,160	38,935	39,315	39,747	41,973	40,477	38,645	35,561	37,549	31,460
集荷率(%)	91	87	88	88	85	83	79	76	77	92

※収穫量、検査数量は農林水産省公表値で、集荷率は収穫量、検査数量に対する集荷量が占める割合

品種別販売状況(29年産・全農委託販売)

品種名	販売数量(t)	比率(%)
うるち米	10,758	95.4
コシヒカリ	3,343	29.6
ひとめぼれ	3,413	30.3
きぬむすめ	3,988	35.4
その他の	14	0.1
酒米	158	1.4
もち米	359	3.2
合計	11,275	100.0

販売先別割合(うるち米)

地域	販売数量(t)	比率(%)
県内	3,199	28.4
京阪神	7,318	64.9
関東	468	4.2
中国・四国	90	0.8
九州	200	1.8
合計	11,275	100.0

④県産米の販売戦略

県産米販売戦略会議(H24設置)において、基本方向を定め、中生品種の「きぬむすめ」の作付を推進してきた。

「きぬむすめ」は、高温年でも品質が安定しているだけでなく、販売促進対策の継続実施により関西圏のスーパーからの高い評価が定着し、作付目標(3,000ha)を超える3,600ha(H30)程度まで拡大した。

令和元年には、星空舞の本格デビューにあわせ「星空舞」ブランド化推進協議会を設置。「星空舞」ブランド化推進協議会において「星空舞」のみならず、きぬむすめのブランド化や県産米全体の戦略を検討していく。

①【課題】

- 米の消費が減少傾向にある。また国主導の需給調整の廃止により販売環境の変化が予測される中、県産米の生産維持・拡大のためには、高温登熟条件でも品質の良い品種の導入、高付加価値米、業務用米への取組など需要に応じた米生産の検討が必要。
- 「星空舞」が令和元年から本格デビューするにあたり、生産から販売までのオール鳥取によるブランド化に向けた取組が必要

3 目指すべき方向

(1) 販売戦略に基づく効果的な販売対策の実施

- ①「食のみやこ鳥取県」のブランドイメージ創出
- ②販路確保に向け、卸業者、小売店等との連携を強化
- ③県産米の消費拡大に向けた取組強化

(2) 収量、品質及び食味向上による県産米の生産安定

- ①販売戦略を考慮した品種構成への誘導
- ②気象条件や地域性を考慮した適正な品種の誘導

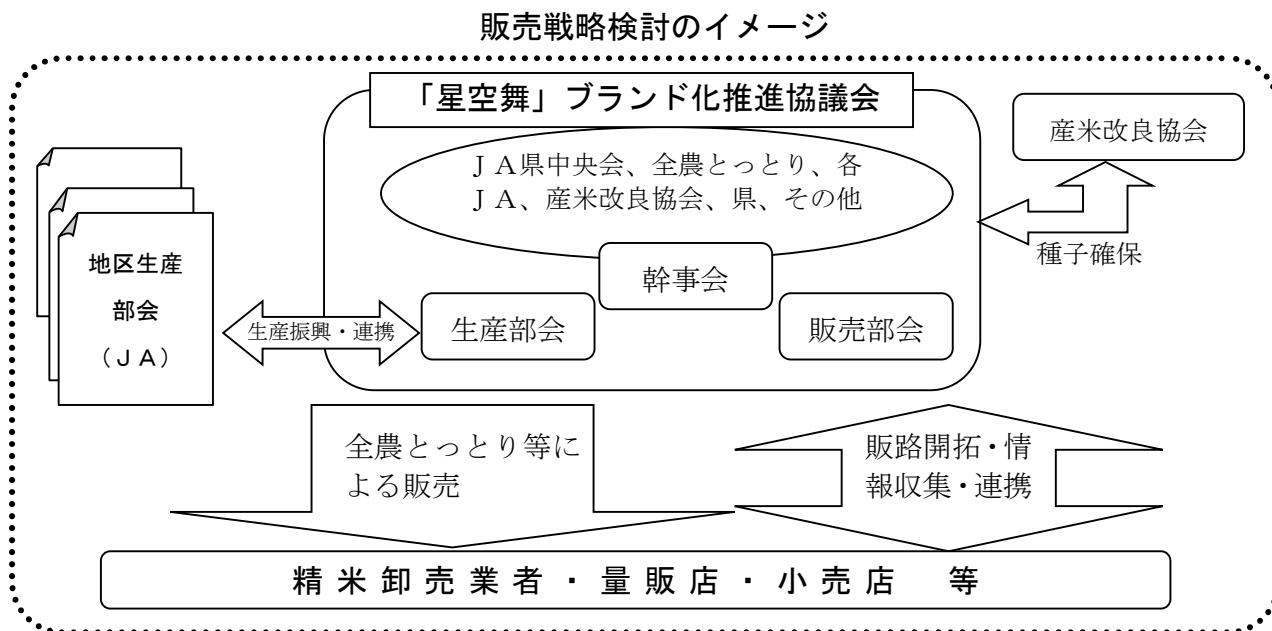
(3) 担い手育成に向けた支援体制の強化

- ①担い手への農地集積支援
- ②集落営農の組織化、経営基盤強化に向けた法人化支援

4 具体的な目標と取組方策

(1) 県産米販売戦略の構築と実践

- ①星空舞の本格デビューを控え、令和元年5月24日に「星空舞」ブランド化推進協議会（以下「ブランド化協議会」という。）が設立された。星空舞は高品質・良食味が期待される県育成品種であり、ブランド化協議会を核として、生産から販売までオール鳥取によるブランド化を進めることが重要である。
ブランド化協議会は、米の販売状況を総括するとともに、生産者所得の向上を目標とした有利販売に向けた戦略を構築する。
- ②全農とつとりは、JAグループの販売のまとめ役として、各JAや実需者（米卸、米穀店等）の意向を把握するとともに、県産米の評価、販売状況の分析を行う。また、ブランド化協議会に設置される販売部会の核となって円滑な運営に努める。
- ③各JAは、ブランド化協議会の方針を基に、生産、集荷、販売に取り組むとともに、ブランド化協議会に設置される生産部会と連携しながら、地域研究会等を通じて生産者にフィードバックし、生産意欲の向上と需要に応じた生産への取り組みを強化する。
- ④県は、JAグループとの強力な連携のもと、生産から販売までの必要な支援を行うとともに、担い手農家等の直販の取組や有機・特別栽培等のこだわりの米づくりへの支援など、県産米の販売促進の支援を行う。



(2) 販売対策の展開方向

ブランド化推進会議で策定した方針を実効あるものにするため、以下の取組を行う。

① 量販店、卸業者等の実需者と結びついた契約取引の推進

J A及び全農とつとりは、量販店や卸業者等に対して、「星空舞」のブランド化に向けて積極的に取り組み、県産米に対する評価、認知度アップを図る。

○ 「星空舞」販売の数量

現状 (H 3 0)	目標 (R 5)
検査数量 0 t	10, 000 t

② 「星空舞」の販売対策の強化

「星空舞」については、平成30年産米から全農とつとりを中心にJAグループや県が一体となって、PRや販路開拓を実施中であり、専用の精米袋や販促資材を作成し、「星空舞」の早期の認知度向上、消費者への定着を図るとともに、卸業者や小売店とも連携した販路開拓、販売量の拡大を目指す。

また、今後、「食のみやこ鳥取県」推進サポーター等に対しても積極的にPRし、外食産業での活用も推進する。



③ 系統集荷量の確保による販売環境の安定化

「きぬむすめ」、「コシヒカリ」、「ひとめぼれ」等を含めた全農委託販売、JA直売等の系統委託販売を計画的、効率的に運用し、安定した販売、価格形成を進めるため、収穫前契約に加え、産地や栽培方法を限定した付加価値の高い米については、買取集荷の取組も進める。

各JAは、生産者に対して積極的に販売状況等の情報提供を行うとともに、販売計画に基づく生産体制の確保に努める。

④ 担い手農家の直接販売等、多様な販売方法の支援と連携

系統委託販売は、農家が生産に専念できる反面、特長のある米であっても一定のロットがなければ単独では販売できないため、農家の求める対応ができない場合がある。一方、直接販売では、生産のみでなく営業活動も行う必要がある上、代金回収等のリスクも負うことになり、農家の負担は大きい。

担い手農家等においては、それぞれの経営判断により系統委託販売と直接販売の選択、バランスの調整を行っているが、いずれの方法もメリット、デメリットがある。最終的には個別に農家が判断することになるが、双方の思いを確認、調整し、より良い方向が導き出せるよう、ブランド化協議会、各JA、全農とつとりにおいても継続して対応策の検討を進める。

⑤ 県内における米の消費拡大

水田が農業・農村の環境保全や景観形成に大きな役割を発揮し、地域社会に大きな関わりを持っていることを広く県民へ周知し、県民の理解を得ながら、米の消費拡大や食育運動、学校給食での県産米利用を進める。

J Aグループは、食育活動、イベント等での米食の啓発活動等に積極的に取り組み、米の消費拡大推進に向けた継続的な活動を行う。

県は、米飯給食の取組を推進するとともに、米飯普及キャンペーン、星空舞の県内での普及など、米飯をより多く食べるきっかけ作りに継続して取り組む。

⑥ 新たな需要への対応

主食用米の需要量は減少傾向が続くと見込まれるため、引き続き飼料用米等の新規需要米、加工用米、備蓄米等、主食用以外の米の作付にも取り組むこととし、新たな需要の掘り起こし、安定的な需給関係を維持することで、水稻作付面積を維持しながら米の需給調整に取り組む。

(3) 生産対策の展開方向

① 品種構成の適正化

ブランド化協議会は、販売計画・実績・品種ごとの品質状況、共同乾燥調製施設の稼働状況等を勘案し、作付前々年度の2月末までに、JAごとの品種別作付ガイドラインを設定、提示する。ガイドラインは、高温条件においても品

質が安定した中間熟期の「星空舞」の作付拡大、「コシヒカリ」、「ひとめぼれ」の早生2品種の作付比率引き下げによる品種構成の適正化を基本に、販売計画、地域の実態に合わせて設定する。

各JAは、ガイドラインに基づき作付誘導を行うこととし、販売方針、地域性、水利慣行、種子供給等を勘案し、座談会、指導会等を通じて生産者へ周知し、円滑な品種転換を進める。特に、「星空舞」の作付推進に当たっては、安定した品質、収量が確保できるよう、標高、水利等の栽培条件、収穫作業の受委託や乾燥調製施設の稼働状況等も十分に考慮する。

県は、有望な新品種・系統について、奨励品種への採用に向けた調査を実施する。県産米改良協会は、栽培特性だけでなく、実需者の評価を踏まえて奨励品種への採用を検討する。また、奨励品種の採用に当たっては、ブランド化協議会において販売対策を協議するとともに、県は、年次計画に基づく早期の作付面積確保を支援する。

県産米改良協会は、鳥取県農産物種子条例に則り、全農、JA、国府町種子生産者組合、県と連携し、良質な種子の安定供給を行う。

○星空舞の作付拡大（主食用米）

	現状（H30）	目標（R5）
作付面積	5ha	3,000ha
構成割合	0%	23%

【主食用米作付面積の推移とビジョンの目標面積】

品種名	作付面積(ha)					
	H25		H30(現状)		R3(目標)	
1 コシヒカリ	6,616	(48.2%)	5,138	(40.5%)	3,370	(26.3%)
2 ひとめぼれ	4,646	(33.8%)	3,027	(23.9%)	3,050	(23.8%)
3 きぬむすめ	1,402	(10.2%)	3,586	(28.3%)	3,850	(30.1%)
4 星空舞	—	—	5	(0.0%)	1,750	(13.7%)
5 ヒカリ新世紀	292	(2.1%)	47	(0.4%)		
6 日本晴	25	(0.2%)	32	(0.3%)	280	(2.2%)
7 その他うるち	187	(1.4%)	336	(2.6%)		
8 その他	566	(4.1%)	510	(4.0%)	500	(3.9%)
合 計	13,735	(100.0%)	12,681	(100.0%)	12,800	(100.0%)

※その他には、もち、酒米、種子を含む。

※星空舞の作付拡大については、5年後の目標を掲げるものの、平成26年産以降、米をめぐる情勢がめまぐるしく変化していることから、品種構成についてはまずは3年後の目標を設定することとする。

② 温暖化に対応した良品質で安定した米づくりの推進

夏期の高温による「ひとめぼれ」、「コシヒカリ」の品質低下が顕著であり、田植時期の適正化、生育後半の稻体の栄養状態改善、適期収穫など、引き続き基本技術の徹底を推進する。

併せて、高品質米である「星空舞」、「きぬむすめ」の平坦地等への普及を図るなど、推進に当たっては、適地適作を基本に、共同乾燥調製施設の稼働状況、販売計画等を勘案し、地域の実情に合わせた取組を行う。

県産米改良協会は、水稻栽培指針の活用とあわせて、温暖化に対応した新品种、実践すべき技術等の展示板を設置するとともに、生育ステージに応じた栽培管理のポイントを提供し、生育状況、気象条件等に応じた栽培技術の周知、徹底に努める。

県は、とつとり農業戦略課、農業試験場を中心に現地の実態を検証し、対応策や新品种の検討を進めるとともに、農業改良普及所を通じて情報提供、技術等の普及に努める。

各JAは、県との連携のもと、地域の実態に合わせた品種や田植時期の誘導、食味・品質向上に向けた技術の普及・推進、適期収穫の徹底等、生産現場への指導、助言を行う。

③ スマート農業技術を活用した良品質で安定した米づくり

大規模農家（法人）や集落営農組織へ水田の集積が進み、100筆以上のほうで米づくりを行っている大規模農家等が増えている。また、今後、農業者の高齢化等による担い手不足も懸念される。これらのことから、ロボット、AI、ICT、ドローン等の先端技術を活用したスマート農業の導入を推進し、作業の省力化や軽労化を進める。併せて、農作業経験が少ない新たな担い手においても良品質で安定した収量を得る技術の普及を推進する。

④ 安全・安心、環境に配慮した信頼される米づくり

消費者等の農産物に対する安全・安心志向や環境保全に対する意識の高まりに対応するため、耕畜連携による有機物の積極的な利用や化学肥料・農薬を低減した持続可能な栽培体系の取組を拡大し、信頼される米づくりを進めていく。そのため、JA、全農は、生産者に農薬の適正使用、栽培管理記帳の徹底を図り、県と連携しながら、GAP手法等を取り入れた生産履歴のわかる販売体制を構築し、信頼される産地づくりに取り組む。

（4）地域の自然環境を活かしたブランド力のある米づくり

① おいしい米づくりの推進

本県は、豊かな自然環境に育まれた中国山地に端を発するきれいな水が流れ、中山間地域等では昼夜の温度差も大きいことから、おいしい米が生産できる条件に恵まれている。産地間競争が激化する中、引き続き産地が自主的かつ意欲的に取り組むことを基本に、食味向上に向けた取組を推進、支援する。

食味向上に向けて、県は、食味計を活用した分析、展示ほの設置等を支援し、地域の気象や土壤条件等に応じた栽培管理を推進する。また、市町村、JA等を中心に、地域における食味コンテストの実施、イベントでの試食等、食味向上に向けた意識向上、消費者等に対する積極的なPRを取り組む。

J A及び全農は、品質の高位安定を目指し、乾燥調製施設の効率的な運営、オペレーターのスキルアップに取り組むほか、品種構成にあわせた利用計画、荷受体制の整備や、ライスセンターを活用するなど、産地、栽培方法を限定した米のブランド化を進める。

特に、令和元年産で本格デビューを迎える星空舞については、生産者・全農・JA・県が一体となって生産対策に取り組み、早期に高品質、良食味米生産に向けた栽培技術の確立を目指す。

② 有機・特別栽培による付加価値化

有機・特別栽培は、環境への負荷低減や、生物多様性の保全といった面からも、本県の恵まれた自然環境を活かせる栽培方法であるとともに、消費者の農産物に対する安全・安心志向の高まりや、特色のある農産物を求める消費者等のニーズにもマッチした取り組みである。しかし、収量、品質の不安定さ等の課題があるのも事実であり、県は、農業試験場において生産現場の課題解決に向けた技術開発を進めるとともに、研修会の開催等を通じた技術普及に努め、生産者が取り組みやすい環境づくりを支援する。

J Aは、農業改良普及所と連携し、農業試験場における研究成果を生産者に普及することにより生産安定と生産拡大を進める。

(5) 生産を支える担い手の育成、確保

効率的な水田営農を推進するためには、農地の集約、効率的な利用が重要となるため、「人・農地プラン」の実質化、実行に取り組みながら、地域にあった多様な担い手の育成、確保を目指し、各市町村の「人・農地チーム会議」を中心とした取組推進を図る。

① 担い手への農地の面的集積と地域で支える仕組みづくり

市町村は、「人・農地プラン」の実質化、見直しを行いながら、農業委員会、JA、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構、県等の関係機関との強力な連携の下、農地中間管理事業等を活用した担い手への農地集積の加速化、耕作放棄地再生利用対策の強化等に取り組むとともに、地域の将来を見据えた水田農業のあり方検討を進める。

担い手農家への農地集積に当たっては、地域ぐるみでの水路、農道等の維持管理に加え、担い手農家だけでは実施が困難な畦畔管理、水管理等の補完的作業に対する農地所有者や地域の中小規模農家の参画、作期分散を考慮した品種構成や団地化など、規模拡大を地域で支える仕組みづくりとあわせて進めるこ

とが重要である。そのため、それぞれの地域にあった水田営農の将来像を描いて行くことができるよう、「人・農地プラン」の実質化や見直し、「水田フル活用ビジョン」の策定とあわせて、日本型直接支払制度などの支援施策を有効活用しながら、市町村、農業団体、県等の関係機関が、地域と一緒にになって検討を進める。

② 効率的かつ安定的な担い手育成

人・農地チーム会議を中心に、認定農業者、集落営農、「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体に対して、生産方式や経営管理の合理化に向けた情報提供、相談活動等を農業経営相談所との連携強化により実施していくことが重要であり、意欲的な担い手の経営力強化を目的とした研修の充実、法人化による経営基盤の強化を図るものとする。

特に生産コスト低減は、必須の取組である。このため、生産安定に向けたＩＣＴ技術等の新技術導入は、積極的に進める必要があり、ほ場条件や担い手農家の意向等を踏まえ、ＪＡ、農業改良普及所を中心に支援を行う。

③ 地域の実態を踏まえた集落営農の推進

中山間地域等、担い手の確保が困難な地域においては、地域の土地条件、営農実態を踏まえ、農作業の共同化や機械の共同利用、共同販売経理の実施等、地域の実情にあわせた多様な集落営農の組織化や法人化を推進する。

④ 農作業受託等の支援体制の構築

個人による規模拡大や集落営農の組織化など、担い手の確保が困難な地域への支援対策として、ＪＡや農業公社、サービス事業体など集落の範囲を超えた広域的な農作業受託組織等の地域営農の支援体制を構築する。